平成２１年（フ）第４１６号
群馬県安中市野殿999番地
債務者　小川　一彦
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２２号
群馬県高崎市貝沢町1047番地４
債務者　石田　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２６号
群馬県高崎市下小塙町552番地２
債務者　吉本　裕之
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４９０号
埼玉県越谷市神明町３丁目127番地
債務者　大関　　寛
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５５８号
埼玉県吉川市吉川団地２番６号402
債務者　福本　博之
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
埼玉県行田市桜町２丁目９番21号
債務者　長島　博昭
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４７７号
埼玉県熊谷市妻沼578番地６
債務者　古賀　公明
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４７８号
埼玉県深谷市上柴町東２丁目１番地18
債務者　橋本　浩美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８０号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3559番地68
債務者　竹端　文江
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５９号
千葉県館山市北条398番地の１　釜沼ハイツＡ棟
債務者　榎本　菊枝
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１３７号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井414―１　ハイツ大谷105、住民票上の住所岐阜県加茂郡川辺町比久見51番地２
債務者　山田八重子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第５２号
岐阜県下呂市萩原町四美544番地２
債務者　二村　ミチ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
三重県津市香良洲町1114番地１、前住所三重県津市香良洲町6635番地１
債務者　髙山　秀二
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７７号
三重県松阪市中道町591番地　グリーンコーポセブンズシルクＤ201号、住民票上の住所三重県松阪市甚目町320番地６
債務者　北山　未来
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８６号
大津市一里山４丁目７番20号　一ツ松アパート103
債務者　林　由佳里
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８０号
大津市尾花川20番９―102号
債務者　山本　志野
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８９号
草津市笠山６丁目11番４号
債務者　鈴木　孝行（旧姓栗本）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０４号
滋賀県草津市矢倉２丁目７番63号　メゾン・ル・シェル206、前住所滋賀県草津市東草津２丁目９番37号
債務者　中村　耕治
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部